

守っていますか？ 自転車のルール

自転車は、誰もが気軽に利用できる乗り物ですが、道路交通法では「軽車両」に分類される、れっきとした車両の仲間。

共に車道を利用する、自転車の方とクルマのドライバーの方は、自転車の5つの走行ルール(自転車安全利用五則)の再確認をお願いします。

問合せ／交通政策課(☎291-3804)

RULE
4

安全ルールを守る

並走の禁止

他の自転車と並走すると、歩行者やクルマのドライバーの迷惑になります。



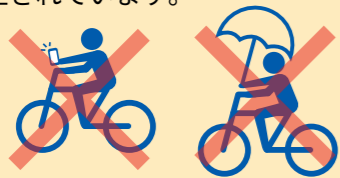
交差点での一時停止

自転車もクルマと同じように、道路標識などに従い、一時停止し、左右の安全確認をしましょう。



ながら運転の禁止

スマートフォンを操作しながら、傘をさしながら、イヤホンで音楽を聴きながらなどの運転は禁止されています。



※違反をすると、罰金・懲役などの罰則が科せられる場合があります。

夜間はライトを点灯

夜間に運転する際は、前照灯と尾灯(または反射板)をつけましょう。



自転車のルールを守っていただくために、毎月、通行指導を行っています！



交通政策課
尾見奨研さん

RULE
3

歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

歩道は、子どもや高齢者、目の不自由な方や車椅子利用者も通行しています。やむを得ず歩道を通行する際は、歩道の車道寄りを徐行したり、自転車を押して歩いたりするなど、歩行人に配慮してください。



RULE
5

子どもはヘルメットを使用

13歳未満の子どもが一人で運転する場合や6歳未満の子どもの同乗させる場合、保護者はヘルメットを着用させましょう。



路面表示の整備が進んでいます

市では、自転車は原則として車道の左側通行であることを、クルマのドライバーや自転車利用者に伝えるために、青い矢羽根や自転車のマークによる路面表示の整備を進めています。また、「逆走禁止」など文字の路面表示も整備しています。



青い矢羽根



自転車マーク



逆走禁止

自転車保険に加入しましょう

自転車はクルマの仲間です。事故を起こすと、自分の身に危険があるだけでなく、加害者になる可能性もあります。**万が一に備え、自転車保険に加入しましょう。**「茨城県交通安全条例」でも、自転車を利用する際は、自転車保険への加入に努めなければならないと定められています。

保険には、新たに加入する方法や、既に参加している保険の特約として、契約ができる方法があります。まずは、保険会社に確認してみましょう。

ドライバーの方へ

自転車は車道の左側を通行します。クルマのドライバーの方は、自転車のルールを理解し、自転車に乗る方をおもいやり、安全運転を心がけましょう。車道を通行する**自転車にやさしい運転**をお願いします。

- 交差点を左折する際は、左後方を確認し、自転車の巻き込みに注意しましょう
- 自転車の側方を通過する際は、間隔を十分に確保しましょう

自転車事故件数、県内ワースト

水戸市での自転車事故件数は県内ワースト1位です(令和元年中、133件)。死亡事故となるケースもありました。

自転車が車道を逆走(右側を通行)すると、クルマからの死角となり、出会い頭や、クルマの左折・右折時に衝突する危険性が高まります。

自転車に乗る方はルールを守り、自転車事故を減らしていきましょう。

